



能力評価基準【電気工事】

CCUS職種コード		09 電工 - 01 電気工、10 ソーラーシステム取付工、16 普通作業員（電気工）、17 その他電気設備 52 その他（施工） - 43 仮設電気工
能力評価実施団体		（一社）日本電設工業協会
呼称		電気工事技能者
レベル4	就業日数	10年（2150日）
	保有資格	◇登録電気工事基幹技能者〔00001〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）〔91024〕 ◇卓越した技能者（現代の名工） ●レベル2、レベル3の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が3年（645日）
レベル3	就業日数	5年（1075日）
	保有資格	◇第一種電気工事士免状取得者〔31018〕 ※ただし、以下の資格にあっては、それぞれ指定する就業日数を満たすことでレベル3の保有資格を有するものと取り扱う。 ✓第一種電気工事士試験合格者〔31073〕で認定電気工事従事者〔31074〕（就業日数1,505日（7年）以上） ✓青年優秀施工者土地・建物産業局長顕彰者（建設ジュニアマスター）〔92024〕で第二種電気工事士免状取得者（就業日数1,505日（7年）以上） ✓第二種電気工事士免状取得者〔31019〕で認定電気工事従事者〔31074〕（就業日数2,150日（10年）以上） ●レベル2の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が1年（215日）
レベル2	就業日数	3年（645日）
	保有資格	◇第一種電気工事士試験合格者〔31073〕 ◇第二種電気工事士免状取得者〔31019〕
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔〕は、ccus職種コードを示している。 ※ 就業日数は、215日を1年として換算する。

※ 同資格の上位資格を保有している場合には、下位資格を取得していない場合であっても、下位資格も保有しているものとして取り扱う。